

医事法のめがねをかけて

小谷 昌子

学生に、法学とは「法のめがね」をかけて世の中や社会で起きている様々な問題を観察し、分析考察するものと言うことがたまにある。わたしが専門にしている「医事法」は、「医療に関する法律問題とそれを考究する学問を総称する語」と説明されることがある（『ブリタニカ国際大百科事典2巻〔第3版〕』の「医事法」の項、68頁参照。なお、日本医事法学の父とも呼ばれる唄孝一先生の執筆による）が、個人的には、医療に関する法律問題を「法のめがね」をかけて、あるいは医療に関するとは必ずしもいえない問題についても「医事法のめがね」をかけて考究するのが医事法学なのかと思う。

わたしがこれまで研究の題材にしてきたのは医療事故における医師の民事過失である。医師は、専門家として専門的な学識および技術を用いて診療にあたるが、訴訟ではこのような診療行為を法的な観点から事後的に検証し、過失の有無を判断するわけである。これをプロフェッションとしての医師やその専門的行為に対するプロフェッション外部からのコントロールと捉えて考察してきた（つもりである）。医療事故訴訟の特徴や困難性についてはずいぶん昔から指摘がなされてきたが、いわば、それよりもっと度の強い「医事法のめがね」をかけて無理やり観察するような研究だったように思う。



とはいえ、一般的には、医療事故訴訟は医事法分野のなかでは「医事法色」がやや薄い領域かもしれない。医事法は、人間とはどのような存在であるか、生きるとか死ぬとかとはどういうことなのかといった、人類にとって普遍的な問いと隣り合わせにある学問領域のようにも思われるが、わたしはいまだこのような深遠な問題には取組めていない。

先日、旧優生保護法下で強制的に不妊手術を受けさせられた被害者が国家賠償を求めた事件の判決が示された。また、つい最近も、妊婦の血液検査により胎児が染色体異常である確率を明らかにする新型出生前診断を、十分なカウンセリングなどをしないまま、美容外科などの婦人科・産婦人科以外の診療科が行なっている実態があるとの報道に接した。これらの事象からはまったく異なる問題も見いだせるが、医事法のめがねをかけてみればかなり近接した問題にもみえる。

他方、少し前に、自宅などで誰かが心肺停止になり、駆けつけた救急隊に患者の家族が心臓マッサージなどの蘇生処置を断った場合、救急救命措置の中止がなされている例が相当程度あるという記事を目にした。なぜ家族が措置を断ることができるのだろうか。医療において家族とはいったいどのような存在なのだろうか。これは長年、取組みたいと考えつつ、棚上げにしてしまっている問題である。

このように、考究すべき「医療に関する法律問題」はそこらにいくらでも転がっている。残念ながら神奈川大学には「医事法」と掲げられた科目は開講されていないようである。しかしながら、法のめがねを獲得した人であれば、周りを見渡していただくだけでも「医事法学」はできる。学生にも、隙あらばそのことを伝えてみたいと考えている。

(法学部准教授)